

議案第 84 号

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例（平成 26 年板橋区条例第 27 号）の一部を次の  
ように改正する。

第 4 2 条第 4 項を次のように改める。

4 区長は、次のいずれかに該当する場合は、第 1 項第 3 号の規定を適  
用しないこととすることができる。

- (1) 区長が、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当  
たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受け  
ていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の  
特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、  
当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の  
希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要  
な措置を講じている場合
- (2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連  
携施設の確保が著しく困難であると認める場合（前号に該当する場  
合を除く。）

第 4 2 条第 5 項中「前項の」を「前項第 2 号に該当する」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

内閣府令の改正に伴い、板橋区における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を改める必要がある。